

I 三重県議会基本条例

〔平成18年12月26日〕
〔三重県条例第83号〕

目次

前文

- 第1章 総則（第1条―第3条）
 - 第2章 議員の責務及び活動原則（第4条・第5条）
 - 第3章 議会運営の原則等（第6条・第7条）
 - 第4章 知事等との関係（第8条―第10条）
 - 第5章 議会の機能の強化（第11条―第17条）
 - 第6章 県民との関係（第18条―第21条）
 - 第7章 議会改革の推進（第22条・第23条）
 - 第8章 政治倫理（第24条）
 - 第9章 議会事務局等（第25条・第26条）
 - 第10章 補則（第27条・第28条）
- 附則

平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方公共団体（以下「自治体」という。）は、自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなり、国と自治体の関係も、従来¹の上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと変化した。

また、住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、三重県民の代表として選ばれている議員と知事は、それぞれが県民の負託にこたえる責務を負っている。

このため、本県議会は、住民自治及び団体自治の原則にのっとり、真の地方自治の実現に向け、国や政党等との立場の違いを踏まえて自律し、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）とは緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において、政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。

今日まで、本県議会は、分権時代を先導する議会を目指して、議会改革に積極的に取り組み、知事等への監視機能の強化や政策立案機能の充実等の議論を行い、議会改革推進のために、平成15年10月には、本県議会の基本理念と基本方向を定める決議を行うなど、真摯に努力を重ねてきた。

ここに、本県議会は、これまでの歩みから、日本国憲法及び地方自治法の範囲内において、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定めるとともに、議会と知事等及び県民との関係を明らかにし、県民の負託に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の伸展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、分権時代を先導する議会を目指し、県民自治の観点から、真の地方自治の実現に取り組むものとする。

(基本方針)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- 一 議会活動を県民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- 二 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- 三 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと。
- 四 地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流及び連携を行うこと。

第2章 議員の責務及び活動原則

(議員の責務及び活動原則)

第4条 議員は、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託にこたえるものとする。

- 2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。
- 3 議員は、議会活動について、県民に対して説明する責務を有する。
- 4 議員は、議場で質疑及び質問を行うに当たっては、対面演壇において、県政の課題に関する論点を県民に明らかにするため、一問一答方式等の方法により行うものとする。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章 議会運営の原則等

(議会運営の原則)

第6条 議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。

- 2 議会は、議長、副議長、議会運営委員会の委員長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。
- 3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。
- 4 常任委員会又は特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

(議会の説明責任)

第7条 議会は、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。

第4章 知事等との関係

(知事等との関係の基本原則)

第8条 議会は、二元代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県政の発展に取り組まなければならない。

- 2 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

(監視及び評価)

第9条 議会は、知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

- 2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、県民に知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(政策立案及び政策提言)

第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

第5章 議会の機能の強化

(議会の機能の強化)

第11条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

(附属機関の設置)

第12条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(調査機関の設置)

- 第13条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。
- 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。
- 3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(検討会等の設置)

- 第14条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。
- 2 前項の検討会等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議員間討議)

- 第15条 議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに前2条の規定により設置される調査機関及び検討会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。
- 2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

(研修及び調査研究)

- 第16条 議員は、政策立案及び政策提言能力の向上のため、研修及び調査研究に積極的に努めるものとする。

(政務調査費)

- 第17条 会派及び議員は、調査研究に資するために政務調査費の交付を受け、証拠書類を公開すること等によりその用途の透明性を確保するものとする。
- 2 政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。

第6章 県民との関係

(県民の議会への参画の確保)

- 第18条 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。
- 2 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。

(広聴広報機能の充実)

- 第19条 議会は、議会に対する県民の意向の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供に努めるものとする。
- 2 議会は、広聴広報機能の充実に図るため、議員で構成する広聴広報会議を設置する。

(委員会等の公開)

第20条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開する。

(議会活動に関する資料の公開)

第21条 議会は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書室において県民が閲覧できるようにしなければならない。

第7章 議会改革の推進

(議会改革推進会議)

第22条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

(交流及び連携の推進)

第23条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

第8章 政治倫理

(政治倫理)

第24条 議員は、県民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 議会は、議員の政治倫理に関して別に条例を定める。

第9章 議会事務局等

(議会事務局)

第25条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

2 議会は、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用する等議会事務局体制の充実を図ることができる。

(議会図書室)

第26条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。

第10章 補則

(他の条例との関係)

第27条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(検討)

第28条 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

II 三重県議会の基本理念と基本方向

(平成15年10月10日決議)

1 三重県議会の基本理念

「分権時代を先導する議会をめざして」

(1) 大きな変革期の地方行政

21世紀を迎えて、これまでの行政は徹底的な見直しを迫られており、地方行政は大きな変革期を迎えています。

変革の一つ目には、国中心の行政の見直しが挙げられます。これまでの行政は、国が決定したことを地方が実施するという形で進められてきました。国の大臣が知事や市町村長を国の機関として使う制度もありました。その結果、日本国中どこでも同じような地域づくりが進められ、個性や魅力のない地域になってしまいました。こうした状況に対応して、地方分権推進委員会の5次にわたる勧告を受け、いわゆる地方分権一括法が施行されたのは平成12年4月でした。これからの地方行政は、自己決定と自己責任をキーワードにして、自らの力で切り開いていくことが求められています。

二つ目の変革には、官中心の行政からの転換が挙げられます。行政は行政の専門家である官庁に任せておけばよいとの考えが、従来の住民の感覚でした。しかし、官による行政は、国、地方を問わず、行き詰まったり、破綻したりする事例が全国各地で表れてきました。また、これに呼応するかのように、住民が行政に対して積極的な発言を行ったり、行政への参加を求めるようになってきました。

三つ目の変革には、右肩上がりの予算に基づく行政の終焉が挙げられます。経済成長を背景に行政の予算は膨張を続け、それぞれの政策部門による熾烈な予算獲得競争が繰り広げられてきました。その結果、これまでに経験をしたことのない不況の中で、国も地方も大きな負債を抱えることになってしまいました。これからの行政は、限られた予算や資源の中で費用対効果を十分に考えた上で実施せざるを得なくなっています。

(2) 高まる議会の役割

地方行政における議会と執行機関との関係を言えば、まず、執行機関が予算案など政策立案を行い、法律や条例に基づいてこれを議会が決定します。次いで、執行機関は決定された政策を執行し、議会は決算審査のようにその結果を監視・評価することになります。これを受けて、執行機関は新たな政策の立案に戻っていくことになります。

また、住民から選ばれた一方の代表として、執行機関に対し住民の意見を反映した政策、対案を示していくことが求められています。

このことは、憲法や地方自治法に沿ったものであるばかりでなく、議員と知事が共

に住民の直接選挙で選ばれる二元代表制の趣旨にもかなうものです。

これからの行政は、地方分権の流れに沿って、議会と知事が対等の立場で議論し、地域の課題を自ら解決していくため、地域独自政策の重視、住民参加機会の増大、最少の費用で最大の効果を上げる政策の推進が必要となっています。そのため、議会は、政策の決定、監視・評価にとどまらず、住民の多様な意見を反映させた独自の政策立案を行い、条例案として提出するなど政策立案機能を高めていくことがこれまで以上に重要となってきています。

(3) 分権時代を先導する議会をめざして

三重県議会では、時代の要請を先取りして、様々な議会改革に取り組んできました。まず、各種委員会の公開や情報公開、本会議の中継など、県民に開かれた議会の運営に努めてきました。

また、政策課題を集中的に議論する行政改革調査特別委員会、部局横断的な総合行政に対応する予算決算特別委員会を設置するとともに、執行機関の外郭団体への役員就任の廃止を決定し、執行機関と緊張感のある関係を築きました。その結果、議案や決算について厳しい審議や審査を行い、真の議決機関としての努力を続けてきました。

さらに、平成6年からこれまでの間に、数多くの政策に係る議員提出条例を成立させ、住民の立場に立った政策立案に取り組んできました。

加えて、平成15年には、本会議での質疑を通じた徹底的な政策決定に係る議論を行うため、議場を「対面演壇方式」とするとともに、質問・答弁の方法も一括質問方式や一問一答方式を選べるように改善しています。

しかし、改革に終わりはありません。現在、三重県では知事による様々な行政改革が進められています。これらの改革が本当に住民に利益をもたらすことになるのかどうかを見極めることは、住民の代表者として政策の決定、監視・評価を担う議会にとって大きな責務となっています。

そのため、三重県議会では「分権時代を先導する議会をめざして」を基本理念とします。住民が参加しやすく開かれた議会や新しいこと、困難なことに果敢に挑戦する議会を築き上げ、住民の皆様の満足度を高めていき、分権時代を先導する議会になることをめざします。

2 三重県議会の五つの基本方向

三重県議会は、基本理念「分権時代を先導する議会をめざして」を実現するため、次の五つを基本方向として、具体的な取組を進めます。

(1) 開かれた議会運営の実現

住民の代表機関である議会の活動が、住民に分かりやすく、住民が参加しやすい開

かれた議会運営を実現します。

そのため、議会中継を充実させるとともに、議会審議の公開に取り組みます。また、議会の活動結果を様々な形で公開、提供していきます。請願、陳情など県民の要望を誠実に処理するとともに、住民が議会活動に参加できる機会を増やしていきます。

(2) 住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進

地方行政の一方の代表者である議会本来の機能である政策の決定、監視・評価に住民本位の立場で真摯に取り組みます。

そのため、知事を始めとする執行機関との間に常に緊張感のある関係を築き、本会議や委員会活動を通じて、徹底的な政策決定に係る議論を行うとともに、住民に問題点や論点を明らかにし政策の監視・評価を行っていきます。

(3) 独自の政策提言と政策立案の強化

知事から提出された議案を審議、審査するだけでなく、住民本位の立場から、議員として、会派として、あるいは会派合同で、独自の政策提言や条例案などの政策立案に取り組みます。

そのため、住民の代表者としての立場を明確にしながら、本会議や委員会を通じて、縦割りの部局にとらわれない政策提言、政策立案を行うとともに、他府県や市町村との連携を強めていきます。また、国に対する要望も積極的に行っていきます。

(4) 分権時代を切り開く交流・連携の推進

三重県議会の取組を積極的に情報発信するとともに、全国の地方議会との交流・連携を深め、改革の輪を広げていきます。

そのため、シンポジウムなどへの参加や、新聞、雑誌の取材など三重県議会の取組を紹介することのできる機会を積極的に活用します。さらに、全国都道府県議会議長会や隣接府県との議長会を通じて、また、他府県の議員との意見交換などにより交流・連携の輪を広げていくとともに、県内の市町村議会との意見交換などにより連携を強めていきます。

(5) 事務局による議会サポート体制の充実

政策決定と政策監視・評価、政策提言と政策立案を充実するために、議会事務局による議会や議員のサポート体制を充実させます。

そのため、多様な住民ニーズに応えるため専門的な人材を育成、活用するとともに、議会図書室の機能を充実させます。また、最新情報や幅広い情報を入手するため、情報通信技術の活用を強化していきます。

三重県議会基本条例制定後の議会改革の取組状況

関連条項		項目	議会改革の取組の概要
基本方針 3条	該当している主な 条項		
第1号	7条	議会の説明責任	平成19年5月 「海外視察制度の廃止」 海外視察制度（全議員が任期中1人1回120万円程度）を廃止した。今後は議会全体として必要な海外視察があれば、議員派遣制度を利用して実施することとし、政務調査活動として海外調査が必要な場合は、政務調査費において実施することとした。
			平成20年5月 「議案等に対する賛否状況の公表」 県民に対して議決結果の経過を明らかにするため、平成20年5月16日以降の採決について、議案等に対する議員別の賛否等の状況を議会ホームページで公表している。
			平成20年5月 「役員選出協議の場の公開」 非公開の役員改選協議会を廃止し、公開の代表者会議の場において、役員選出の協議を行うこととした。
	10条	政策立案及び政策提言	平成19年4月 「三重県の医療に関する議長声明の発表」 平成19年2月三重県議会公営企業事業の民営化検討委員会の最終報告を受け、各会派による協議の場を設け、検討・協議を行った結果を議長に報告し、同年4月、議長はその内容を代表者会議に報告し、議長声明を発表した。
			平成20年5月 「三重県地域づくり推進条例の制定」 委員会提出により、地域づくりの基本理念等を定めた三重県地域づくり推進条例を制定した。
			平成20年6月 「三重県食の安全・安心の確保に関する条例の制定」 議員発議により、食の安全・安心の確保等を目的とする三重県食の安全・安心の確保に関する条例を制定した。
	17条 2項	政務調査費に関する条例	「政務調査費条例の一部改正」 平成19年3月 三重県政務調査費の交付に関する条例を一部改正し、1件1万円以上に係る領収書等の提出を義務化するとともに、証拠書類等は議会図書室で縦覧できることとした。 (施行は平成19年5月)
	21条	議会活動に関する資料の原則公開	また、平成20年3月 支出額1件1万円以上の制約をなくし、全ての領収書等を添付することにするなどの同条例の一部改正を行った。(同年4月施行)
	18条 2項	県民の議会への参画の確保	平成19年1月 「住民自治セミナーの開催」 地方財政制度の仕組みや課題を明らかにし、地方分権時代の財政制度と議会の役割について検討するため、県民と地方議会議員を対象とした住民自治セミナー～地方財政を考えよう～を開催した。 県議、市町議員、県民等計約400名参加

関連条項		項目	議会改革の取組の概要
基本方針3条	該当している主な条項		
第1号	18条2項	県民の議会への参画の確保	平成20年10月 「公聴会の開催」 重要な議案の審査に当たり県民の意見を参考とするため、平成20年10月22日、政策総務常任委員会において、「美(うま)し国・三重」三重県基本計画の策定について」を案件として公聴会を開催した。
	19条1項	広聴広報機能の充実	平成19年6月 「議長の定例記者会見の実施」 県民への情報提供を図るため、毎月第1月曜日1時間程度、議長の定例記者会見を実施することとした。 また、この模様については、インターネットでライブ・録画中継を実施している。
			平成19年2月 「県議会紹介映像の制作」 県議会活動に対する県民の理解を深めるため、議会の仕組み、議会の役割、県民の意見を県議会に反映させる具体例、議会改革の取組について、各5分程度の紹介映像を制作し、テレビ放映や貸出を行うこととした。
	19条1項	広聴広報機能の充実	平成19年9月 「みえ県議会出前講座」 児童、生徒、学生に対して、三重県議会の仕組みや議会改革の取組について、広聴広報会議の委員が出向いて分かりやすく説明を行うこととした。 平成19年度実績 11件
	20条	委員会等の公開	平成18年12月 「委員会の公開」 議会基本条例の施行と併せ、委員会条例を改正し、委員会の傍聴を許可制から原則として公開とするとともに、傍聴申出者の住所氏名記載に代えて傍聴券の交付を行うことを内容とする「委員会傍聴規程」を制定した。
			平成19年6月 「広聴広報会議の公開」 これまで非公開で開催していた広聴広報会議を今後は公開で開催することとした。
24条2項	政治倫理条例	平成18年12月 「政治倫理条例の制定」 議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、三重県議会議員の政治倫理に関する条例を議会基本条例の制定と併せて制定した。	
第2号	6条	議会運営の原則	平成20年1月 「定例会の招集回数及び会期日数等の見直し」 定例会の招集回数に関する条例を改正し、定例会の招集回数を年4回から年2回に改め、会期日数を大幅に増やすとともに、本会議及び委員会の運営方法等について見直しを行った。
	9条	知事等の事務の執行についての監視及び評価	平成19年4月 「予算決算常任委員会の設置」 平成18年の地方自治法改正により、常任委員会の複数所属が可能となったことに伴い、委員会条例を改正して、予算決算常任委員会を設置し、従来の行政部門別常任委員会との複数所属とした。

関連条項		項目	議会改革の取組の概要
基本方針3条	該当している主な条項		
第3号	13条1項	調査機関の設置	平成20年9月 「財政問題調査会の設置」 議会における財政の監視機能、提言機能の強化に向け、県財政にかかわる問題点とその対応方策について調査を行うため、同年第2回定例会において議決により、学識経験者で構成する調査会を設置した。同調査会は第一次答申を報告した。
	14条1項	検討会等の設置	平成19年6月 道州制・地方財政制度調査検討会の設置 道州制及び地方財政制度に関する調査・検討を行うため、同年第2回定例会において議決により、議員19名で構成する検討会を設置した。
	15条	議員間討議	道州制と地方財政制度を調査・検討する分科会に分かれて調査を進め、報告書をまとめた。
			平成19年12月 「水力発電事業の民間譲渡に伴う官川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議の設置」 三重県企業庁が実施している水力発電事業の民間譲渡に伴う官川流域諸課題解決のため、議決により設置した。参考人招致を行うなど12回にわたって議論を重ね、報告書を取りまとめた。
			平成20年6月 「議員提出条例に係る検証検討会の設置」 全国の都道府県議会において2番目に多い、15本の政策に係る議員提出条例を成立させているが、その条例が議決の意思どおりに運用されているか、県民の意識や社会情勢の変化等を勘案し、県民の視点に立って検証するために設置した。
			平成19年6月 「政策討論会議の設置」 喫緊の政策課題について調査を行うとともに、委員会等における議員間討議が活発になるよう促すため、同年第2回定例会において議決により、正副議長の他委員11名で構成する政策討論会議を設置した。 新県立博物館構想をテーマに調査検討を行い、「新県立博物館整備にかかる基本的考え方」をまとめ、知事に対して提言した。
第4号	16条	研修及び調査研究	執行機関から提案された福祉医療費助成制度案（乳幼児、障がい者、一人親家庭）を対象）に関し、参考人招致や市町長に対するアンケートを実施し、議会としての意見をとりまとめ、知事に提言を行い、知事は制度案の一部を見直した。
	22条	議会改革推進会議	平成19年2月 「道州制に関する調査等」 「道州制と道州議会に関する報告書」を事務局道州制ワーキンググループが作成した。 また、議員に配付するとともに、議員を対象に「道州制セミナー」を開催した。参加議員22名
			平成19年6月 「会期に関する検討プロジェクトチームの設置」 議会の会期に関する諸課題について調査、検討を行うため、議会改革推進会議に「会期に関する検討プロジェクトチーム」を設置し、会期等の見直しについて検討結果報告を取りまとめた。

関連条項		項目	議会改革の取組の概要
基本方針3条	該当している主な条項		
第4号	22条	議会改革推進会議	平成20年6月 「議長等任期に関する検討プロジェクトチームの設置」 議長等の任期の申し合わせの見直しについて調査、検討を行うため、議会改革推進会議に「議長等任期に関する検討プロジェクトチーム」を設置し、議長等の在任期間の見直しについて検討結果報告をとりまとめた。
	23条	交流及び連携の推進	平成19年7月 「地方議会交流記念講演会の開催」 王毅中華人民共和国駐日本国特命全権大使を講師とし、県議会議員と県内市町議会議員などを対象とした三重県地方議会交流記念講演会を開催した。 市町議員約120名参加
			平成20年4月 「全国自治体議会改革推進シンポジウム」 三重県議会及び三重県議会議会改革推進会議主催により、桑名市において「第4回全国自治体議会改革推進シンポジウム」を開催し、地方分権時代にふさわしい自治体議会の在り方と二元代表制をふまえた改革の方向性について意見交換等が行われた。 全国の68の自治体議会から428名参加
			平成20年8月 「三重県自治体議会交流連携会議」 県内の自治体議会と交流連携を深め、今後の政策立案や議会改革の推進につなげていくことを目的に、伊賀市・名張市議会議員と県議会議員が県政課題や議会改革の取り組みについて意見交換を行った。

※「基本方針3条」の欄の号数は、基本理念を基に主として該当する条項を記載した。

関連条項		項目	議会改革の取組の概要
第9条	該当している主な条項		
議会事務局等	25条1項	議会事務局	平成20年4月 「職員の衆議院法制局への派遣」 事務局による議会サポート体制の充実を図るため、本年度も引き続き職員1名を衆議院法制局に派遣している。
	26条1項	議会図書室	平成19年4月 「図書のバーコードによる管理」 議会図書室の適正な管理、運営を行うため、バーコードによる図書の貸出・蔵書管理を行うこととした。